

【ふるさと納税研究会】

2007.7.18

新たな「ふるさと」支援制度をめぐって

—志のある資金移転システムの構築を—

明治大学 小田切 徳美

1. 地方をめぐる現状—農村地域を中心に—

- (1) 景気拡大期でも農村地域経済は「底抜け」局面に
 - 農林業の縮小+建設業の決定的後退→「底抜け」の状況
 - (そのひとつの状況を示すデータとして) 農家所得の推移(資料参照)
 - ・副業的農家(65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家、代表的な農村住民世帯と考えられる)の農外所得が急減
- (2) 都市(大都市)と農村(地方)の対立の不毛
 - 一部の論者からの、執拗な「地方の甘え」の指摘
 - 「食と農の距離の拡大」(農水省)から「都市と農村の距離の拡大」へ
- (3) 上記の反作用
 - (1)→こうした中でも、地域の自律への模索が地域レベルでは続く
 - ・「再生のフロンティア」としての農村地域、特に中山間地域
 - (2)→こうした中でも、都市と農村の共生の模索が住民レベルでは続く
 - ・援農NPO・森林ボランティア等・・・「上空」と「地上」の風向きの違い
- (4) 地域振興の枠組みのあり方
 - ①均衡ある発展と個性ある内発的発展(自律支援)の「二兎」を追うことが必要
 - =「均衡ある発展」→「均衡ある発展」+「個性ある内発的発展」
 - ②都市と農村(地方)の共生:対流を促進するさらなる仕掛けが必要

2. 先行する諸提案—「信託市民」「信託住民」制度—

- (1) 地域社会学(都市社会学、農村社会学)からの提案
 - ①磯村英一氏(都市社会学)
 - ②小川全夫氏(農村社会学)
 ※都市・農村のそれぞれの地域社会学を代表する論者からの提案
- (2) 提案の背景と特徴
 - ①磯村氏の場合
 - ・背景: 1. 80年代初頭からの東京一極集中の中で、地方再生の1手法として提言
 - 2. 「地方自治経営主義」(市民を自治体の「株主」と考える)という発想の普及の一環として提唱
 - ・その内容:
 1. 「住民」(住民票)、「ふるさと住民」(本籍)、「信託住民」(その他)の3区分

2. 各住民に選挙行為の権利と納税義務

②小川氏の場合

- ・背景：80年代後半からの「中山間地域問題」の深刻化の中で、それに対応する仕組みとして提言
- ・その内容：
 1. カネ（寄附、特産品購入）、労働（ボランティア）、知恵（アイデア）等について特定の地域に提供する地域外のあらゆる住民を「信託住民」とする。
 2. 行為は多様であるが、中山間地域の「精神的な応援団」（地域を見守る）となるという点で共通する。

(3) その詳細（※引用文は要約ないしは部分的に改変）

○磯村 英一『東京遷都と地方の危機』（東海大学出版会、1988年）

- ・新住民制度は3つに区分される。ひとつは、市町村の居住者であり、選挙の権利、納税の義務を負う。第2は、本籍を持つなどの地域の出身者を「ふるさと住民」として登録する。一定の条件で、選挙行為と納税義務を分担する。第3は、これらに該当しない人でも、市町村の「住民」となることに関心を持ち、一定の基準による納税の義務を果たせば選挙にも参加を認めるいわば「信託住民（市民）」ともいうべきものである。
- ・地方自治体が以上の3つに資格を持った住民で構成されれば、たとえ住民の転出が進んでも、出身地に対する「ふるさと意識」や地域環境への帰属意識に訴えて、住民を確保すれば、自治体の経営は安定した基礎を持つことになる。
- ・このようなことを発想するのは、日本の地方自治制度の中で、もっとも曖昧な「市民権」の内容を明らかにして、（市民の）コミュニティに対する責任を明確にする必要があると考えるからである。

○小川 全夫「座談会・中山間地帯における地域農業振興の課題」（農政調査委員会『中山間地域における農業・地域振興の課題』、1990年）

- ・税の再配分と市場活動に加えてもう一本バイパス路線を加えてみたらどうだろうか。それはいわゆる「信託住民」というような言い方になるもの。ある村に自分が心を寄せるとしたならば、その村のために住民活動をする、あるいは寄付金活動をする、あるいは様々なアイデアを提供するという形態の活用策である。これが、都市・農村交流活動の中に出てきた「ふるさと会員制」だとか、オーナー制度の本来の意味だと思う。「信託市民」として個人だけでなく、法人も農村でどんどん活躍する仕掛けを作っていけばよいのではないか。それはある意味では税のバイパスのような性格を持っているから、そうした活動をしている場合には、減税措置をすることを考えてよいと思う。そのことによって少なくとも税の再配分ではない、もうひとつのお金の流れが出来上がってくるし、それがさらに発展して心の交流にもつながっていく。それを、それぞれの農村が主体的に組織して、自分たちの地域をその人たちが温かく見守ってもらえているところだと感じるようになれば、いろいろなことがやれると思う。

3. 求められる「ふるさと」支援制度

(1) 求められる「ふるさと」支援制度の諸要素—先行提案、研究会審議等より—

- ・住民概念の多様化（磯村）
→二地域居住の増大に対応する制度
- ・住民の「市民権」意識の醸成（磯村）
→住民が税の使い途に一層の関心を持つ仕組みづくり
- ・税の再配分と市場活動以外のもう1本のバイパス（小川）
→「交換」（市場）、「贈与」（再配分）に加えた「互酬」ルートのシステム化
- ・金、労働、知恵等の多様な要素の提供による支援（小川）
→多面的な寄付を促進する仕組みづくり
- ・格差是正という直接的な目的以外も重要（東国原知事等）
→納税者の志が受け入れ先に直接届くような仕組みづくり
- ・（農山村は）他の地域の人々から、気にかけている、見守られているということだけで心の支えになる（長野県阿智村岡庭村長）。
→受け入れ先に「見守り」のメッセージが届く制度
- ・都市と農村の一層の共生の仕組みが必要（最近の状況）
→制度自体にそうした目的を設定し、それを体現するシンプルな制度設計
- ・受け入れ自治体自体の地域再生への思いや具体策も示されるべきではないか（中山間地域フォーラムでの議論）。
→受け入れ自治体が地域再生プログラムをあらかじめ提示する制度

(2) 求められる制度の理念・枠組み

ふるさと再生の志のある資金を、寄付者のメッセージとともに、ふるさとに届けるシステムの構築

＋二地域居住の増大を見越した新しい住民概念の検討

＋多面的な寄付（労働、知恵を含む）を促進する幅広い取組みについての検討（寄付文化の醸成促進を含む）

4. 提案

I. 「ふるさと再生寄付金制度」（ふるさと再生の志を届けたい地方自治体への寄付の税額控除）を実施する。

〈具体的内容〉

- ①「ふるさと再生の志を届けたい市町村」＝任意の市町村（出生地に限定しない、都道府県への配分については前向きに検討）
- ②控除の対象とする税：所得税＋地方住民税（その割合は今後検討）
（個人単位の支払い税額の総額からの控除を考え、所得税も対象とする）
- ③控除の割合：100%控除以外の選択肢（例えば80%控除＝個人負担2割）も設定し、個人の寄付「持ち出し」希望にも対応できるようにする。
- ④寄付の金額：個人単位の支払い税総額の一定割合を上限とする（例えば1割）。
- ⑤寄付金は、市町村単位で基金化して管理する（〇〇市ふるさと再生基金）。

- ⑥市町村は、基金の活用（予定・希望）分野（複数可）について、その構想をあらかじめ公表する（〇〇市ふるさと基金福祉プログラム、××町ふるさと基金産業プログラム）。
- ⑦市町村は、寄付者の氏名（公表希望者）およびメッセージ（希望者）を公表する。
- ⑧市町村は、寄付者を「ふるさと再生特別市民（町民、村民）」として、基金の活用実績や効果について、報告する。
- ⑨市町村による「ふるさと再生特別市民」への過剰な物品提供については、規制する。

（考慮すべきこと）

- ①地方交付税の拡充・安定化（本制度の導入とは切り離して、目指されるべきものである）
- ②都市出身者の割合が既にかなり高い中で（東京圏を現住所とする人口の68%は東京圏が出生地—第1回研究会資料）、国土の隅々まで新たな「ふるさと」をつくり出す施策とのパッケージングが必要（例えば学童の山村留学制度）

II. ダイレクトな納税システムとしては、将来、二地域居住にともなう住民概念の検討（二地域における「住民」化の可能性等の検討を含む）とともに、より抜本的なシステム転換の議論と同時に検討する。

III. 「ふるさと」再生のための多面的な寄付（企業のCSRにより地域支援を含む）を促進する幅広い取組みのあり方については別途検討を進める。

以上

資料

農家所得の推移（全国・1998年及び2003年）

（単位：1000円、％）

	主業農家			
	総所得	農業所得	農外所得	年金・被贈等
1998年	8173	5395	1016	1763
2003年	7656	4744	851	2061
増減率	-6.3	-12.1	-16.2	16.9
	準主業農家			
	総所得	農業所得	農外所得	年金・被贈等
1998年	9373	1149	6223	2001
2003年	8462	852	5568	2042
増減率	-9.7	-25.8	-10.5	2.0
	副業農家			
	総所得	農業所得	農外所得	年金・被贈等
1998年	8560	252	6053	2256
2003年	7513	332	4773	2408
増減率	-12.2	31.7	-21.1	6.7

資料：農林水産省「農業経営動向調査」（各年版）より作成